住所　東京都足立区西竹の塚２丁目４番21―401号
朴鍾昱　昭和21年４月18日生
朴美淑　昭和44年１月23日生
朴吉昭　昭和45年12月８日生
住所　東京都足立区西竹の塚２丁目４番21―401号
朴ミユキ　昭和51年11月30日生
住所　東京都調布市国領町５丁目２番地６
李雄二　昭和46年12月24日生
住所　東京都小平市花小金井２丁目16番17―107号
趙智子　昭和41年12月26日生
住所　埼玉県加須市大字志多見1433番地１
張妙子　昭和49年11月22日生
住所　東京都大田区西嶺町21番19号
金成熙　昭和47年８月26日生
住所　埼玉県熊谷市村岡558番地１
許泰成　昭和43年４月９日生
崔光任　昭和45年９月９日生
許未來　平成10年７月27日生
住所　東京都足立区西新井本町１丁目22番18号
石政浩　昭和40年10月１日生
住所　北九州市小倉南区長行東１丁目１番24号
呂侑衣子　昭和56年５月18日生
住所　東京都目黒区東山３丁目15番４号
呂周介　昭和57年12月27日生
住所　京都府亀岡市宇津根町土井ノ内26番地３
呂勇志　平成元年３月13日生
住所　千葉県市川市欠真間１丁目10番６―102号
尹泰土　昭和60年10月22日生
住所　奈良県五條市二見６丁目４番３号
蔡美代子　昭和18年５月17日生
住所　広島県安芸郡府中町青崎南３番８号
張幹惠　昭和34年５月11日生
住所　広島市南区仁保新町２丁目５番33―601号
金徳鐘　昭和24年２月７日生
住所　広島市安佐南区長束３丁目46番８―1108号
鄭由希　昭和56年６月29日生
住所　広島県安芸郡府中町青崎南３番８号
崔春美　昭和34年６月８日生
宋貴之　平成元年８月25日生
宋美和子　平成３年11月29日生
住所　三重県四日市市赤水町1245番地９
李剛　昭和53年８月４日生

○外務省告示第五百四十四号

平成二十一年二月二十四日に東京で、国立障害者リハビリテーション・センター建設計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十一年七月二十三日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　国立障害者リハビリテーション・センター建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　九千万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年十一月三十日まで
4　署名者
日本側　中曽根弘文外務大臣
ペルー側　ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウンデ外務大臣

平成二十一年十二月一日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百四十五号

平成二十一年十一月十四日にサヌアで、地方給水整備計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がイエメン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　地方給水整備計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　八千六百万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年五月三十一日まで
4　署名者
日本側　山口又宏在イエメン臨時代理大使
イエメン側　アブドルカリーム・イスマイール・アル＝アルハビー経済担当副首相兼計画・国際協力大臣

平成二十一年十二月一日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百四十六号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表３に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第二十四条６の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条６の規定に従い、平成二十一年十月十七日に効力を生じた。

（平成二十一年十月二十二日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十一年十二月一日

外務大臣　岡田　克也

附属書Ⅰの日本国の付表３の産品及びサービスの機関の表のそれぞれの１Ａ群中、「住宅金融金庫」を「住宅金融支援機構」に、「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。

また、これらの表のそれぞれの２Ｂ群中、「（独）通信総合研究所」を「（独）情報通信研究機構」に改め、「独立行政法人国立国語研究所」を削る。

○外務省告示第五百四十七号

独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第三号イの規定に基づき、同規定の外務大臣が指定するもの（平成二十年外務省告示第五百五十号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十二月一日から適用する。

平成二十一年十二月一日

外務大臣　岡田　克也

第一号中「テロ対策等治安無償」の下に「、環境プログラム無償の一部」を加える。

○農林水産省告示第千六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　富山県富山市庵谷片掛入会地字入道一一の一、一一の二、東黒牧字瀧谷山割一二〇から一三〇まで、一三一の一、一三二から一六八まで、一七〇から一九四まで、一九五の一、一九五の二、一九六、一九七の一、一九七の二、一九八から二〇六まで、二〇七の一、二〇七の二、二〇八から二一七まで、二一八の一、二一八の二、二二〇から二三〇まで、二三一の一、二三一の二、二三二、二三三の一、二三三の二、二三四から二五〇まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　愛知県知多郡東浦町大字緒川字大薮一三の二四、一三の二五、一三の二九、一三の三一、一三の三三、一三の三五、一三の三六、字下舟木一の二、一一、一二、字庄九坂二二の三から二二の五まで、二二の七から二二の九まで、二二の一一、二二の一二、二二四、二五の一、字引蛙七の二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県十日町市八箇字南沢壬二の一六二から壬二の一六六まで、字中ノ沢壬三の二〇六

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　道路用地とするため